

## 証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび弊社では、以下の証券投資信託について、運用効率の向上を図り、かつ当ファンドを安定的に運営するため、ファミリーファンド方式への移行に伴う約款変更を行なうとともに、受益者の利便性向上を図るため、購入・換金における適用基準価額の変更や信託財産留保額の撤廃などの約款変更などを予定しておりますので、お知らせいたします。弊社では、このたびの約款変更について、2007年9月30日の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条およびその関係法令にて規定される「その変更の内容が重大なもの」に該当すると判断し、同法の規定に基づいて、異議申立手続きを実施いたします。

### 【対象となる証券投資信託の名称】

追加型証券投資信託 インデックスファンド Jリート

(以下、当ファンドといいます。)

### 【変更の理由および内容】

変更内容	変更実施日（予定）
① ファミリーファンド方式への移行	
A) 投資対象とするマザーファンドの追加	2024年6月18日
B) 直接投資方式の廃止	2024年9月18日
② 購入・換金における適用基準価額の変更、信託財産留保額の撤廃	2024年6月18日
③ 購入・換金における申込不可日の設定	2024年5月15日
④ ファンド名称の変更	2024年6月18日
⑤ その他、マザーファンド約款と平仄を合わせるための変更	2024年6月18日

#### ①ファミリーファンド方式への移行

##### A) 投資対象とするマザーファンドの追加

当ファンドにおいて運用効率の向上を図り、かつ安定したファンド運営を行なうため、ファミリーファンド方式への移行を行ないます。

現在、当ファンドはJリートに直接投資する運用形態（以下、「直接投資方式」といいます。）となっておりますが、新たに投資対象とするマザーファンドとして「インデックス マザーファンド Jリート」を追加し、当該マザーファンドを通じてJリートに投資する運用形態へ変更いたします。

なお、この段階においては、直接投資方式とファミリーファンド方式が並存いたします。2024年6月18日以降速やかに、当ファンドで保有しているJリートを売却し、新たに投資対象とするマザーファンドにて当該Jリートを購入いたします。

※Jリートの入替に伴う売買コストは、日興アセットマネジメントが負担いたします。

##### B) 直接投資方式の廃止

上記A)に記載の並存期間を経て、直接投資方式を廃止し、ファミリーファンド方式へ完全に移行いたします。

変更前	直接投資方式
変更後 A)	2024年6月18日以降 直接投資方式+ファミリーファンド方式
変更後 B)	2024年9月18日以降 ファミリーファンド方式

## ②購入・換金における適用基準価額の変更、信託財産留保額の撤廃

受益者の利便性の向上を図るため、当ファンドの購入・換金における適用基準価額を「翌営業日の基準価額」から「当日の基準価額」に変更いたします。また、換金時の負担コストを低減するため、当ファンドの換金時における信託財産留保額（適用基準価額×0.3%）を撤廃いたします。

変更前	・購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ・換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
変更後	・購入申込受付日の基準価額 ・換金申込受付日の基準価額

## ③購入・換金における申込不可日の設定

上記②に記載の適用基準価額の切り替えに備えるため、2024年6月17日を購入・換金の申込不可日といたします。

変更前	なし
変更後	2024年6月17日

※2024年6月17日を申込不可日としてもお客様に著しい不利益は生じないものと考えております。仮に2024年6月17日に購入・換金の申込が可能だとして、その適用基準価額は翌営業日基準で2024年6月18日の基準価額となります。また、2024年6月18日に購入・換金の申込を行なう場合は、約款変更後となるため、その適用基準価額は当日基準で2024年6月18日の基準価額となります。つまり、2024年6月17日に申込ができなくても2024年6月18日に申込すれば、同じ2024年6月18日の基準価額を適用できることとなります。ただし、解約代金の支払いについて、2024年6月18日の換金申込では、2024年6月17日に換金申込が可能な場合と比較して、1日遅れが生じます。

## ④ファンド名称の変更

変更前	インデックスファンド Jリート
変更後	インデックスファンドJリート（東証REIT指数）毎月分配型

## ⑤その他、マザーファンド約款と平仄を合わせるための変更

その他、投資対象マザーファンドの約款と平仄を合わせるための変更やそれに付随する変更を行います。この変更には、以下のような運用制限の変更を含んでおりますが、これに限りません。

変更前	・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
変更後	・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※詳細は、5ページ目以降の別紙「信託約款の新旧対照表」をご高覧ください。

◆投資対象とするマザーファンドの概要  
 <インデックス マザーファンド Jリート>

運用の基本方針	
基本方針	わが国の金融商品取引所に上場する不動産投信（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数（東証REIT指数（配当込み））に連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として、わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数に連動する投資成果を目標として運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。</li> <li>運用にあたって、運用目的を達成するために有用であると判断される場合は、有価証券指数等先物取引（別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数を対象とする先物取引とします。）を活用したり、対象指数に採用されていない不動産投資信託証券について投資を行なうことがあります。また、対象指数に採用されている不動産投資信託証券の一部または全部の値動きに連動を目指す上場投資信託証券や債券等に投資する場合があります。</li> <li>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。</li> <li>外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2015年3月17日設定）
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）

#### 【異議申立に関するスケジュール】

このたびの約款変更に関する異議申立手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎異議申立の対象受益者の確定日	: 2024年3月19日（火）
◎対象受益者からの異議申立受付期限	: 2024年4月26日（金）
◎当局への届出日（予定）	: 2024年5月14日（火）
◎異議申立者による買取請求開始	: 2024年5月15日（水）
◎異議申立者による買取請求終了	: 2024年6月3日（月）
◎約款変更実施日（予定）	: 1頁目に記載の通り

#### 【異議申立の判定】

当ファンドについて、期間中（2024年3月19日から2024年4月26日まで）にご異議を申し出られた受益者が保有する2024年3月19日現在の受益権口数の合計が、2024年3月19日現在における受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2024年5月14日に信託約款変更の届出を行ない、1頁目に記載の変更日に当ファンドにかかる約款変更を実施いたします。

#### 【異議申立をされた受益者の買取請求手続き】

信託約款の変更を行なう場合、ご異議の申し出をされた当ファンドの受益者は、自己の保有する受益権について、2024年5月15日から2024年6月3日までの間に、弊社所定の手続きに基づいて受託会社（三井住友信託銀行株式会社）に対し、当ファンドの投資信託財産をもって買取すべき旨を請求できます。このときの受益権の買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社でお客様からの買取請求に必要な書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額）とします。

以上

2024年3月15日  
東京都港区赤坂九丁目7番1号  
日興アセットマネジメント株式会社

(別 紙)

●2024年 5 月15日実施分

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 ①～② (略)</p> <p>③前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第38条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>④第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日が2024年6月17日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第38条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦第5項の規定にかかわらず、受益者が第38条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑧～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 ①～② (同 左)</p> <p>③前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第38条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>(新 設)</p> <p>④～⑤ (同 左)</p> <p>⑥第4項の規定にかかわらず、受益者が第38条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑦～⑨ (同 左)</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第38条 ① (略)</p> <p>②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第41条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。</p> <p>③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第38条 ① (同 左)</p> <p>②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第41条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。</p> <p>③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属</p>

<p>する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第41条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。</p> <p>④～⑦ (略)</p>	<p>する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第41条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。</p> <p>④～⑦ (同 左)</p>
<p>(一部解約) 第41条 ①～② (略)</p>	<p>(一部解約) 第41条 ①～② (同 左)</p>
<p>③前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が2024年6月17日に該当する場合は、受益権の一部解約の請求を受け付けないものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>④～⑥ (略)</p>	<p>③～⑤ (同 左)</p>
<p>⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。)を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。</p>	<p>⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。</p>
<p>⑧ (略)</p>	<p>⑦ (同 左)</p>

●2024年6月18日実施分

※第12条と第41条においては、2024年5月15日実施分の内容反映後の状態で「旧」を記載しております。

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>信託の名称</p> <p>インデックスファンド_Jリート（東証REIT指数）毎月分配型</p>	<p>信託の名称</p> <p>インデックスファンド_Jリート</p>
<p>基本方針</p> <p>この投資信託は、別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。</p>	<p>基本方針</p> <p>この投資信託は、わが国の金融商品取引所に上場する不動産投信（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。）の投資信託証券（以下「不動産投資信託証券」といいます。）に投資を行ない、東証REIT指数（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。</p>
<p>運用方法</p> <p>(1)投資対象</p> <p>インデックス マザーファンド_Jリート受益証券およびわが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2)投資態度</p> <p>主として、インデックス マザーファンド_Jリート受益証券および東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し、委託者の判断により決定するものとします。</p> <p>マザーファンド受益証券および不動産投資信託証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることがあります。</p> <p>運用の効率化を図るため、不動産投資信託証券以外の上場投資信託証券や不動産投信指数先物取引に係る権利に投資する場合があります。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>	<p>運用方法</p> <p>(1)投資対象</p> <p>わが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2)投資態度</p> <p>主として、東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、東証REIT指数（配当込み）に連動した投資成果を目指します。</p> <p>不動産投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。</p> <p>なお、運用の効率化を図るため、不動産投資信託証券以外の上場投資信託証券や不動産投信指数先物取引に係る権利に投資する場合があります。</p> <p>ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
<p>運用制限</p> <p>(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>(削 除)</p> <p>(2)投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。</p> <p>(3)外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p>	<p>運用制限</p> <p>(1)投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。））、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。</p> <p>(2)有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。</p> <p>(3)投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。</p> <p>(4)外貨建資産への直接投資は行ないません。</p>

<p>(4)外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第22条の10の範囲で行ないます。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(5) (同 左)</p>
<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第8条 ① (略)</p> <p>②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第22条の7に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>③第22条の10に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。</p>	<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第8条 ① (同 左)</p> <p>②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。</p> <p>(新 設)</p>
<p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 ①～④ (略)</p> <p>⑤第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。))以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関がこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 ①～④ (同 左)</p> <p>⑤第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>⑥～⑦ (同 左)</p> <p>⑧証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。))以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関がこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自</p>



<p>手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p> <p>⑨追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>⑩前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。</p>	<p>に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。</p> <p>⑨追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>⑩前各項の規定にかかわらず、委託者は、<u>投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合</u>、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。</p>
<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第19条</p> <p>①この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有価証券</li> <li>2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第22条の2、第22条の3および第22条の4に定めるものに限りします。）</li> <li>3. 金銭債権</li> <li>4. 約束手形</li> </ol> <p>②（略）</p>	<p>(投資の対象とする資産の種類)</p> <p>第19条</p> <p>①この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有価証券</li> <li>2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第22条の2に定めるものに限りします。）</li> <li>3. 金銭債権</li> <li>4. 約束手形</li> </ol> <p>②（同 左）</p>
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第20条</p> <p>①委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 インデックス マザーファンド Jリート（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株券または新株引受権証書</li> <li>2. 国債証券</li> <li>3. 地方債証券</li> <li>4. 特別の法律により法人の発行する債券</li> <li>5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」と</li> </ol>	<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第20条</p> <p>①委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマース・ペーパー</li> <li>2. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）</li> <li>3. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの</li> </ol>

<p>いいます。)の新株引受権証券を除きます。)</p> <p>6. 特定社債券 (金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)</p> <p>7. コマーシャル・ペーパー</p> <p>8. 新株引受権証券 (分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券</p> <p>9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの</p> <p>10. 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。)</p> <p>11. 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下次号において同じ。) で次号に定めるもの以外のもの</p> <p>12. 投資法人債券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。) または外国投資証券で投資法人債券に類する証券</p> <p>13. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)</p> <p>14. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)</p> <p>15. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)</p> <p>16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書</p> <p>17. 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)</p> <p>18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの</p> <p>19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの</p> <p>なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号の証券ならびに第9号および第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p>	<p>4. 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)</p> <p>なお、第2号および第3号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p>
<p>②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することの指図ができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 預金</li> <li>2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)</li> <li>3. コール・ローン</li> <li>4. 手形割引市場において売買される手形</li> <li>5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの</li> <li>6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの</li> </ol> <p>③委託者は、信託財産に属する投資信託証券 (金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能 (市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きま</p>	<p>②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することの指図ができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 預金</li> <li>2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)</li> <li>3. コール・ローン</li> <li>4. 手形割引市場において売買される手形</li> </ol> <p>③委託者は、信託財産に属する投資信託証券 (金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能 (市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きま</p>

<p>す。<u>以下本項において同じ。）な投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p> <p><u>④前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p>	<p>す。）な投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>(新 設)</p>
<p>(受託者の自己または利害関係人等との取引) 第20条の2</p> <p>①受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第23条において同じ。））、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条ならびに第20条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。</p> <p>②前項の取扱いは、<u>第21条の2、第21条の3、第22条の2から第22条の8まで、第22条の10および第27条から第29条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。</u></p>	<p>(受託者の自己または利害関係人等との取引) 第20条の2</p> <p>①受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第23条において同じ。））、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条ならびに第20条に定める資産への投資を行なうことができます。</p> <p>②前項の取扱いは、<u>第22条の2</u>および第27条から第29条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。</p>
<p>(投資する株式等の範囲) 第21条の2</p> <p>①委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、<u>金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）</u>されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、<u>上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(信用取引の指図範囲) 第21条の3</p> <p>①委託者は、<u>信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。</u></p> <p>②前項の信用取引の指図は、<u>当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。</u></p> <p>③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(先物取引等の運用指図) 第22条の2</p>	<p>(先物取引の運用指図および目的) 第22条の2</p>

<p>①委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>②委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>①委託者は、東証REIT指数（配当込み）に連動する投資成果を目指すため、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものうち、不動産投信指数に係るものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるわが国の不動産投信指数先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>（スワップ取引の運用指図） 第22条の3</p> <p>①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>③スワップ取引の評価は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。</p> <p>④委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p>	<p>（新 設）</p>
<p>（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図） 第22条の4</p> <p>①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</p> <p>③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額や価格情報会社が提供する価額等で評価するものとします。</p> <p>④委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保</p>	<p>（新 設）</p>

<p>の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。</p> <p><u>(有価証券の貸付の指図および範囲)</u></p> <p>第22条の5</p> <p>①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。</p> <p>1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。</p> <p>2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。</p> <p>3. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。</p> <p>②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(公社債の空売りの指図範囲)</u></p> <p>第22条の6</p> <p>①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。</p> <p>②前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(公社債の借入れ)</u></p> <p>第22条の7</p> <p>①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。</p> <p>②前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。</p> <p>④第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(外貨建資産への投資制限)</u></p> <p>第22条の8</p>	<p>(新 設)</p>

<p>①委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の10を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。</p> <p>②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p>	
<p>(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限) 第22条の9</p> <p>①外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p>	(新 設)
<p>(外国為替予約の指図) 第22条の10</p> <p>①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p> <p>②前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。</p> <p>③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。</p> <p>④第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p>	(新 設)
<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第22条の11</p> <p>① (略)</p>	<p>(デリバティブ取引等に係る投資制限) 第22条の3</p> <p>① (同 左)</p>
<p>(混蔵寄託) 第25条</p> <p>①金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。</p>	<p>(混蔵寄託) 第25条</p> <p>①金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマースル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。</p>
<p>(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図) 第27条</p> <p>①委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p>	<p>(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図) 第27条</p> <p>①委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p>

<p>(再投資の指図) 第28条 ①委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、<u>株式の清算分配金</u>、有価証券等に係る利子等、<u>株式の配当金</u>ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>	<p>(再投資の指図) 第28条 ①委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、<u>投資信託受益証券に係る収益分配金</u>および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>
<p>(受託者による資金の立替え) 第31条 ①信託財産に属する有価証券について、借替、転換、<u>新株発行</u>または<u>株式割当</u>がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。  ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、<u>株式の清算分配金</u>、有価証券等に係る利子等、<u>株式の配当金</u>およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。  ③ (略)</p>	<p>(受託者による資金の立替え) 第31条 ①信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。  ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。  ③ (同 左)</p>
<p>(一部解約) 第41条 ①～④ (略)  ⑤前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の<u>基準価額</u>とします。  ⑥委託者は、<u>金融商品取引所における取引の停止</u>、<u>外国為替取引の停止</u>、<u>決済機能の停止</u>その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。  ⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。  ⑧ (略)</p>	<p>(一部解約) 第41条 ①～④ (同 左)  ⑤前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の<u>翌営業日の基準価額</u>から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。  ⑥委託者は、<u>投資対象とする投資信託証券からの換金</u>ができない場合、<u>金融商品取引所における取引の停止</u>、<u>決済機能の停止</u>その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。  ⑦前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日<u>およびその前営業日</u>の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。  ⑧ (同 左)</p>
<p>附則第5条 ①第22条の4に規定する「<u>金利先渡取引</u>」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「<u>決済日</u>」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「<u>満期日</u>」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される<u>預金契約</u>または<u>金銭の貸借契約</u>に基づく債権の利率（以下「<u>指標利率</u>」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</p>	<p>(新 設)</p>

<p>②第22条の4に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。</p>	
<p>(1)運用の基本方針に規定する「別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数」とは、次のものをいいます。</p> <p>東証REIT指数（配当込み）</p>	<p>（新 設）</p>

●2024年9月18日実施分

※2024年6月18日実施分の内容反映後の状態で「旧」を記載しております。

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>運用方法 (1)投資対象 インデックス マザーファンド Jリート受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2)投資態度 主として、インデックス マザーファンド Jリート受益証券に投資を行ない、別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し、委託者の判断により決定するものとします。 マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることがあります。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>	<p>運用方法 (1)投資対象 インデックス マザーファンド Jリート受益証券およびわが国の金融商品取引所に上場する不動産投資信託証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2)投資態度 主として、インデックス マザーファンド Jリート受益証券および東京証券取引所に上場する不動産投資信託証券に投資を行ない、別に定める日本の不動産投資信託証券市場の動きをとらえる指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性を勘案し、委託者の判断により決定するものとします。 マザーファンド受益証券および不動産投資信託証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることがあります。 運用の効率化を図るため、不動産投資信託証券以外の上場投資信託証券や不動産投信指数先物取引に係る権利に投資する場合があります。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>